

新市街地活性化補助金

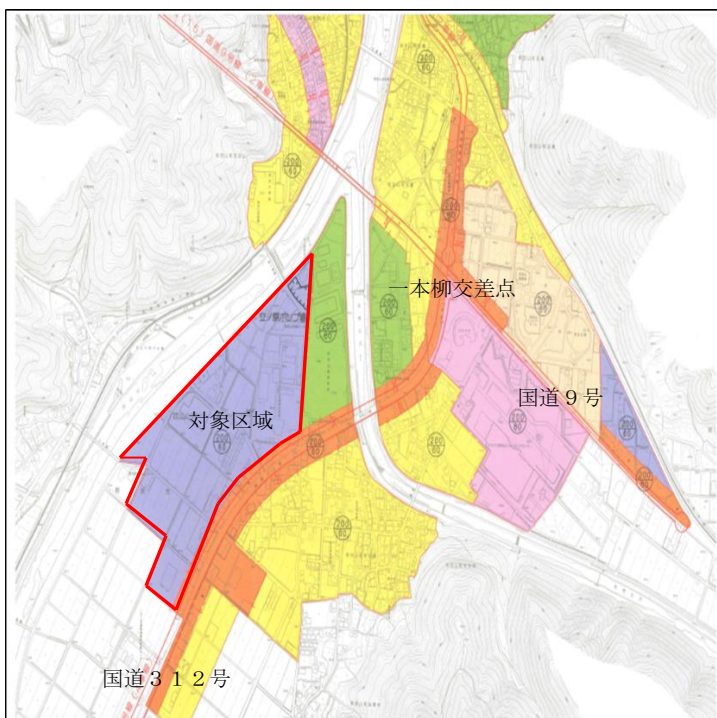
朝来市は流通業の立地を積極的に応援します

流通事業を営む目的で事業所を開設される場合、用地造成費を最大1500万円補助します。



和田山 IC から車で2分

一本柳交差点 (国道9号と国道312号結節) から車で2分



補助の内容

- ◆補助対象となる業種 (日本標準産業分類中分類)
道路貨物運送業・倉庫業・運輸に附帯するサービス業・郵便業・各種商品卸売業・飲食料品卸売業・建築材料、鉱物・金属材料等卸売業・機械器具卸売業、その他卸売業
- ◆補助の対象となる経費
購入した土地の造成費用
- ◆補助率及び補助限度額
対象経費の2分の1以内 限度額1500万円
- ◆補助の対象となる区域
和田山都市計画用途地域の準工業地域に指定する大字立ノ原・大字枚田 (左図赤太枠内)

裏面：申請の手引き

注) 補助金は操業開始の翌年度の支払となります。

◆申請書類の提出期限と必要な書類

提出期限	提出書類(各1部)
造成工事を開始する年度の末日	<ul style="list-style-type: none"> ・新市街地活性化補助金申請書 ・造成工事の見積書 ・施工箇所図 ・当該土地の求積図 ・土地購入に係る契約書 ・土地の登記簿謄本 ・法人登記簿謄本(法人の場合のみ) ・本人確認書類(個人の場合のみ) ・事業の内容が分かる書類(パンフレット等)

◆補助対象経費

補助対象経費	補助金の額
購入した土地の造成工事に要する工事費用 (盛り土、整地、擁壁工等を対象とし、 地盤改良費用や調査設計費用は対象外)	左記の工事費用の2分の1以内の額。 ただし、造成工事1平方メートル当たり 6,000円を上限とし、1,500万円を限度とします。

◆申請の流れ

- ①新市街地活性化補助金申請書の提出(事業者⇒市)
- ②申請書内容の確認・審査(市)
- ③補助金交付決定通知書(市⇒事業者)
- ④工事着工(事業者)
- ⑤操業開始(事業者)
- ⑥操業開始の確認(市)
- ・・・翌年度・・・
- ⑦補助金交付請求(事業者⇒市)
- ⑧補助金の支払い(市⇒事業者)

◆問い合わせ

朝来市産業振興部経済振興課

電話 079-672-2816(直)

メール keizai@city.asago.lg.jp